

「和歌山県内建築基準法取扱い集」説明会における質問と回答

項目	質問	回答
108 延焼のおそれのある部分の開口部のガラリの取扱い	アルミで造られた防火覆いは平成12年建告第1369号第1第六号に該当しますか？	該当しません。
110 軒や庇が重なった場合の棟の取扱い	軒や庇が重なった部分に、各建築物の出入口があり通路として使用する場合、別棟として考えてよいですか？	他の条件①、②及び④を満足していれば、屋内的用途に供しないと判断し、別棟と取扱って構いません。
406 床面積(カーポート)の算定	柱間に腰パネルなどを設置した場合に、床面積の算入はどうなりますか？	外気に十分開放されているかどうかに関わらず、屋根のかかっている部分を床面積に算入する必要があります。
407 床面積(ひさし部分)の算定	倉庫の搬入口に設ける庇について、床面積の算定はどのように考えればよいですか？	荷捌きスペースなど屋内的用途に供する部分として利用する場合、その部分は床面積に算入します。
その他	開放性のある通路で接続されている場合など、別棟とみなす取扱いについて公開する予定はありますか？	現在のところ公開する予定はありません。計画毎に、ご相談をお願いします。